

介護予防支援事業所の指定について

令和6年4月1日施行の介護保険法の改正により、要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所においても市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できることとされました。

この指定にあたっては、介護保険法第115条の22第4項の規定により「あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」とされており、7月24日の「出雲市介護保険運営協議会」において、本市における反映させるために必要な措置や対応については、「出雲市地域包括支援センター運営協議会」で検討するということでした。承を得たため、10月3日に承認を得ました。

1. 指定申請事業所について

法人名	株式会社えがおライフ島根
代表者氏名	代表取締役 川光 秀昭
事業所名	指定居宅介護支援事業所 えがおライフ川光（大社）
事業所の所在地	出雲市平野町1116-4
居宅介護支援事業所 開設年月日	令和5年2月1日
人員体制	管理者兼主任介護支援専門員1名 主任介護支援専門員2名 介護支援専門員7名
高齢者あんしん支援 センターからの受託 実績	令和5年度 月平均 約78件 令和6年度 月平均 約119件（令和6年8月まで）
介護予防支援の指定 年月日	令和6年11月1日

2. 今後の事業者の指定等について

指定申請があった場合は、その都度、本会の意見を聴取した上で、指定することとします。